

新入学児童の学校へ入る前の健康診断が始まります

来春、小学校へ入学するお子さんを対象に、「就学時健康診断」というものが毎年行われております。保護者の方は郵送された「健康診断通知書」と「就学時健康診断問診表（必要なことを前もって書いておいてください）」、筆記用具、上履きを持って実施日にお子さんと一緒に会場になる学校へ行ってください。ちなみに富士見市の実施日は10月1日から30日までの間で行われますので、入学する小学校で実施する日を確認してください。入学予定のお子さんがあるにもかかわらず通知書が9月20日まで届かない方は、学校教育課へ問い合わせてください。

毎月が待ち遠しいといわれ始めた「子ども共に育つ親の会」実施日決定

日本でがんばる外国籍ママと日本人ママとの交流活動としてスタートした「子どもと共に育つ親の会」がいまブレイク中です。毎月ユニークな企画で子育て中のママたちとお子さんが一緒になって遊びあい、語り合う、そんな雰囲気が話題になっているようです。10月以降のスケジュールが決まりましたので、ご紹介いたします。なお日程及び内容が変更になることも有りますので、「ふじみの国際交流センター(電話・256-4290)」かメール



(<http://www.ficec.jp/mail-oya.html>)でお問い合わせください。

10/25 土手de遊ぼう

11/22 美味しい国際交流②

12/13 親子でクラフト②

1/24 美味しい国際交流③

2/21 丸いものde遊ぼう

3/13 親子でクラフト③

知っていましたか？ お酒を飲んで運転したときの罰則が強化されました

9月19日から飲酒運転や、飲酒運転をする恐れのあるものに車やお酒を提供する行為、ひき逃げなどの罰則が大きく強化されました。簡単に説明しておきましょう。

○ 運転者本人への罰則

【酒酔い運転】

3年以下の懲役または50万円以下の罰金 ⇒ 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

【酒気帯び運転】

1年以下の懲役または30万円以下の罰金 ⇒ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

○ 運転者の周辺者に対する罰則

★車両提供

【運転者が酒酔い運転】

1年6月以下の懲役または25万円以下の罰金 ⇒ 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

【運転者が酒気帯び運転】

6月以下の懲役または15万円以下の罰金 ⇒ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

★酒類提供・要求、依頼しての同乗

【運転者が酒酔い運転】

1年6月以下の懲役または25万円以下の罰金 ⇒ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

【運転者が酒気帯び運転】

6月以下の懲役または15万円以下の罰金 ⇒ 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

○ 救護義務違反

5年以下の懲役または50万円以下の罰金 ⇒ 10年以下の懲役または100万円以下の罰金

○ 飲酒検知拒否

30万円以下の罰金 ⇒ 3月以下の懲役または50万円以下の罰金

www.ficec.jp/living/

● 6カ国版の生活がトを掲載しています